

女性の農業における活躍推進に向けた検討会 開催要領

資料 1

1 趣旨

農村地域の女性人口は近年減少傾向にある。特に子育て世代の減少が顕著であり、男性より女性の減少が大きく、このままでは農村人口が更に減少してしまう可能性がある。

農村地域や農業に人材を呼び込み、地域や農業を発展させていく上で、女性の農業経営への参画と地域農業に関する方針策定への参画の推進が重要である。しかし、経営参画や地域農業の方針決定への参画に必要なスキルの向上、活動時間の確保について、女性の場合は、周囲の理解が得られず、スキルアップや様々な地域の集まりの機会へのアクセスがしにくいという特有の課題がある。

こうした課題を解決するため、農村における意識改革や女性が体系的に農業経営、組織マネジメント等を学ぶことができる環境づくりを支援し、地域をリードする女性農業者を育成していく必要があることから、女性の農業における活躍推進に向けた検討会（以下「検討会」という。）を開催し、幅広い視点から具体的な方策を検討する。

2 構成

- (1) 農業経営、ワークライフバランス、男女共同参画、労務管理等に知見を有する有識者、女性農業者等により構成する。検討会構成員は別紙のとおり。
- (2) 検討会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

3 検討内容

- (1) 女性が働きやすく暮らしやすい農業・農村の環境整備について
- (2) 地域農業の方針策定への女性の参画及び地域をリードする女性農業者育成について
- (3) その他女性活躍推進を図るために必要な措置について

4 運営

- (1) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (2) 座長は構成員の互選によって定め、座長代理は検討会の承認を得て構成員の中から座長が指名することができる。
- (3) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長が不在の場合は、その職務を代理する。

5 事務局

検討会の事務局は農林水産省経営局就農・女性課女性活躍推進室に置く。

6 雑則

- (1) 検討会は非公開とする。事務局は、検討会構成員の承認を受けて開催後議事概要を公表するものとする。
- (2) 構成員の検討会出席に要する旅費・謝金等の経費は農林水産省において負担する。
- (3) 以上に掲げるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別途定める。

(別紙)

検討会構成員

青木 美紗	奈良女子大学研究院生活環境科学系講師
生部 誠治	全国農業協同組合中央会営農・くらし支援部部長
笠田 幸美	J A全国女性組織協議会理事
笠原 尚美	全国農業委員会女性協議会 副会長
川手 督也	日本大学生物資源科学部教授
五條 満義	東京農業大学国際食料情報学部准教授
小宮 寛美	小宮梨園（千葉県市川市）
榊田 みどり	農業ジャーナリスト・明治大学客員教授
鈴木 泰子	社会保険労務士法人リライアンス 代表社員
徳永 順子	福岡県みやま市農業委員会 会長
橋本 梢	橋本園芸（埼玉県深谷市）
山村 勝廣	全国農業会議所農地・組織対策部部長

(敬称略、五十音順)